

奈良県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会

奈良県域道路啓開計画策定ワーキンググループ

申し合わせ

1. ワーキンググループの目的

本ワーキンググループは奈良県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会（以下、「協議会」という。）の規約第6条で定めたワーキンググループのうち、緊急輸送道路等における道路啓開計画を策定及び更新することを目的に設置するワーキンググループであり、大規模地震等発生時に、早期に緊急輸送道路等を確保するための道路啓開・復旧に係る情報を、奈良県域の関係機関が共有する体制を構築するために、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2の規定に基づき組織する。

2. 調整・検討事項

本ワーキンググループで情報共有・調整・検討すべき項目は、次のとおりとし、これらを道路啓開計画として取りまとめ策定するものとする。また、調整・検討事項に変更が生じた場合は、適宜計画の見直しを行うものとする。

- ①非常時の連絡方法の検討
- ②道路被災状況や道路交通状況の早期把握・共有
- ③啓開計画（啓開ルートを選定、担当割付の設定等）
- ④道路の被災想定
- ⑤緊急輸送機能の確保
- ⑥交通規制や放置車両の撤去等

⑦防災訓練

⑧道路啓開計画の公表及び関係地域(地元)への周知等情報提供方法

3. 協議会への報告

本ワーキンググループで策定した道路啓開計画は、協議会に報告する。

4. ワーキンググループの構成

ワーキンググループの構成員は別紙のとおりとし、必要に応じて構成員以外の出席を求めることができる。

5. 座長

ワーキンググループの座長は、別紙のとおり奈良国道事務所長とする。

6. 事務局

ワーキンググループの事務局は、別紙のとおり近畿地方整備局 道路部 道路管理課、奈良国道事務所 管理第二課、奈良県 県土マネジメント部 道路マネジメント課とする。

7. 付則

この申し合わせは、令和6年2月5日から施行する。

この申し合わせは、令和6年9月5日から改正する。

この申し合わせは、令和8年3月25日から改正する。

以上

(別紙)

奈良県域道路啓開計画策定ワーキンググループ

構成員

機関名・所属	役職	備考
国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所	奈良国道事務所長	座長
国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路防災調整官	
奈良県 県土マネジメント部 道路建設課	道路建設課長	
奈良県 県土マネジメント部 道路マネジメント課	道路マネジメント課長	
奈良県 総務部 知事公室 防災統括室	防災統括室長	
西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス事業部 保全サービス統括課	保全サービス統括課長	
陸上自衛隊第4施設団第3科	第3科長	
奈良県警察本部 交通部 交通規制課	交通規制課長	
奈良県消防長会	警防・防災部会長	
一般社団法人 奈良県建設業協会	会長	
公益社団法人 奈良県測量設計業協会	会長	
関西電力送配電株式会社 奈良本部 配電グループ	チーフマネジャー	
N T T 西日本株式会社奈良支店 環境デザイン室	室長	

【オブザーバー】

機関名・所属	役職	備考
国土交通省 中部地方整備局 北勢国道事務所	北勢国道事務所長	

【事務局】

機関名・所属
国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路管理課
国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所 管理第二課
奈良県 県土マネジメント部 道路マネジメント課